



2020年5月27日

各位

会社名 プレミアグループ株式会社
代表者名 代表取締役社長 柴田 洋一
(コード番号: 7199 東証市場第一部)
問合せ先 常務執行役員 金澤 友洋
(TEL. 03-5114-5708)

譲渡制限付株式報酬制度改定に関するお知らせ

当社は、2020年5月27日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）の改定を決議し、本制度の改定に関する議案を2020年6月29日開催予定の第5期定時株主総会（以下「本定時株主総会」という。）に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本制度改定の概要

当社は、2019年6月26日開催の第4期定時株主総会において、第4号議案「取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件」としてご承認いただき、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との価値共有を進めることを目的として、本制度を導入しております。

その際、譲渡制限期間については、「譲渡制限付株式報酬制度に関して当社と対象取締役との間で締結される譲渡制限付株式割当契約により対象取締役が譲渡制限付株式の割当を受けた日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間」としてご承認いただいておりますが、本定時株主総会において「金銭報酬債権の払込期日より対象取締役が当社又は当社の子会社の取締役のいずれの地位をも退任する時点の直後の時点までの期間」に改定することといたしました。また、かかる譲渡制限期間の変更に伴って、譲渡制限の解除及び退任時の取扱いについても、必要な修正を加えることとなります。

なお、上記の改定につきましては、今後付与される譲渡制限付株式に適用されるものであり、既に付与済みの譲渡制限付株式に関して譲渡制限期間を変更するものではありません。

2. 本制度改定の目的及び条件

今般の改定は、対象取締役が退任時まで譲渡制限付株式を保有することにより当社の企業価値の持続的な向上に向けた貢献意欲をより一層高め、株主の皆様との価値共有を可能な限り長期にわたり実現させることを目的とするものであり、対象取締役の譲渡制限期間を改定するものであることから、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

3. その他

以上の改定点のほか、本制度における内容に変更はございません。導入時の本制度内容については、2019年5月15日付で公表した「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

以上